# 部活動に係る活動方針

北広島市立西の里中学校

令和元年１０月策定

## はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。

部活動を実施する上では、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であり、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

こうした中、平成30年３月、スポーツ庁では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、また、同年12月、文化庁では、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を「国のガイドライン」という。）を策定した。

国のガイドラインでは、都道府県においては、国のガイドラインに則った方針を策定すること、市町村教育委員会等の学校の設置者においては、国のガイドラインに則り、都道府県が策定する方針を参考に設置する学校に係る部活動の方針を策定すること、校長においては、学校の設置者が策定する方針に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定することが求められている。

北海道（以下「道」という。）では、平成31年１月、国のガイドラインに則り、広域性や気候など本道の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ､運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「道の方針」という。）を策定した。

北広島市教育委員会（以下「市教委」という。）では、国のガイドラインに則り、道の方針を参考に、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「北広島市の部活動の在り方に関する方針」（以下「市の方針」という。）を策定した。

市の方針は、義務教育である北広島市立中学校の部活動を主な対象とし、部活動が、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。さらに、学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとしている。

以上のことから、本校として市の方針に則り、「西の里中学校の部活動に係る活動方針」を策定するものである。

## １．適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア　校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

イ　校長は、上記アの「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ　校長は、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）に対し、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）の作成・提出を求める。

また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに､計画を変更する場合は､あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。

エ　校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

オ　校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ　校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

カ　校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## ２．合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 部活動における適切な指導の実施

ア　校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ　校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

〇練習やトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。

〇過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解すること。

〇生徒の体力の向上や芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

〇生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会やコンクール・発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、科学的で効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

〇専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態、特に運動部では女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足（注）、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

（注）「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア　校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引等が配布された場合、それらを活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

## 3．適切な休養日等の設定

ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

また、学校閉庁日には、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第３日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

また、本市・本道の地域特性から、冬季に行う部活動の際は、厳しい気象や地形などの自然条件の影響を受けやすいため、低体温症や凍傷など事故の可能性だけではなく、災害の危険性も多く潜んでいることを踏まえ、常に安全に配慮しながら指導を行うなど、安全確保の徹底を図ることが重要である。

イ　上記アに掲げる原則（休養日～週２日以上（平日１日以上・週末１日以上）、活動時間～平日２時間程度・休業日３時間程度）を基本とするが、大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して１か月以内の期間の場合）の特例として弾力的な活動時間の設定を可能とする。

ただし、弾力的な活動時間の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、保護者、部活動指導に関する教師の負担軽減に配慮する必要があり、上限は、次のとおりとする。

○活動時間の上限

１日の活動時間は、長くとも平日では３時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は４時間程度とし、１週間の活動時間は、長くとも１６時間程度とする。

ウ　校長は、１(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、市の方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## ４．部活動の適切な実施に向けて

(1) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

〇指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

〇部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

(2) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

〇部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針の「３．適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。なお、精査に当たっては、生徒や保護者、地域の関係団体等の理解を得るよう、十分配慮して、判断する。

(4) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア　部活動の設置や統廃合に当たっては、校内規定（平成３０年度策定）に則り、生徒や保護者の理解のもと、長期的な見通しをもって行う。

イ　校長は、他校との合同部活動の取組を行う場合、中体連や関係団体の規定に留意するとともに、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮し検討する。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

ア　校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め､学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

本方針は、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会、道や北広島市の動向等も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行う。